

吉川市住宅改修費補助事業のご案内

市内の施工業者を利用した住宅リフォームの工事費※の一部を補助いたします。

※住宅の省エネルギー化を目的とした改修工事も含まれます。

申し込み方法

吉川市役所2階 商工課窓口にて書類受付,または郵送（消印有効） ※FAX での受け付けはできません。

受付期間

令和3年6月1日（火）から6月30日（水）まで

※申込者が多数の場合には、抽選により決定します。抽選結果は7月9日（金）までに、申込者全員に郵送で通知します。

※受付期間終了時に予算枠に達していなかった場合、申請者はそのまま本申請に進みます。



©yoshikawa

補助額等

補助対象工事費用（税抜）の10%（千円未満切捨て） 限度額10万円

※原則見積額が補助の対象ですが、実際の工事額が見積額より下がった場合は、その額を対象とします。

※補助金の交付は、1つの住宅につき1回限りとします。

申請資格（すべてに該当すること）

- 補助金の交付申請時において、市内に1年以上住民登録をしていること。
- リフォームする住宅の所有者であり、かつ、その住宅に居住していること。
- 補助金の交付申請時において、市税の滞納がないこと。
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

対象住宅

- 対象者が市内に所有する個人住宅。

※区分所有の集合住宅（マンション等）の場合は、個人の専有部分のみ対象となります。

※店舗等との併用住宅の場合は、居住部分のみ対象となります。詳しくは商工課までお問い合わせください。

対象工事（すべてに該当すること）

- 市内に本店等を有する住宅改修施工業者が行うこと。

※営業所・支店等の場合は、書類一式が市内の店舗から発行されることが条件となります。

- 工事額が20万円以上（税抜）であること。
- 着手する前の工事であること。
- 令和4年3月15日（火）までに完了し、工事完了報告書を提出できること。
- 市が実施している他の住宅改修に係る補助金の対象とならないこと。

※対象工事の詳細については、4ページ（対象工事の例）を参照してください。

申請書類について

※本人または同居の親族以外の方が申請書等の提出を行う場合は委任状の提出が必要。

★事前申込み提出時（改修工事前）に添付する書類

①吉川市住宅改修費補助金交付申請事前申込書

②改修工事の見積書の写し…市内施工業者の名称・所在地の記載、捺印のあるもの。対象工事以外の工事を見積書に含む場合は、金額の別が分かるようにすること。

★本申請時に提出する書類（改修工事前）

①吉川市住宅改修費補助金交付申請書（指定様式）

②住民票…申請者本人または同居の親族とわかるもの。

③市税完納証明書（指定様式）…1階 収納課のみ発行可能。

④所有者の確認ができる書類（以下のいずれか）

○令和3年度固定資産税・都市計画税 納税通知書（例年5月発送）の「表紙」及び「令和3年度（土地・家屋）課税資産明細書」の写し

○固定資産家屋公課証明書…1階 課税課のみ発行可能

⑤改修工事の見積書の写し…市内施工業者の名称・所在地の記載、捺印のあるもの。

⑥改修工事の設計図面…設計図面が必要ない場合（屋根・外壁の改修など）は提出不要。

⑦対象住宅の所在地案内図…住宅地図の写しなど。 ※必要に応じて現地調査を行うことがあります。

⑧改修工事前の現場写真…改修工事予定箇所のすべての現場写真。

★改修工事後に提出する書類

①吉川市住宅改修費補助金工事完了報告書（指定様式）

②改修工事の請負契約書の写し…契約書を作成する予定がない場合はご相談ください。

③領収書の写し…市内の施工業者から発行されているもの。

④改修工事後の現場写真…改修工事完了後のすべての改修箇所の現場写真。 ※工事前に提出したものと同じ角度から撮影をしてください。

⑤建築基準法第7条に基づく検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合）

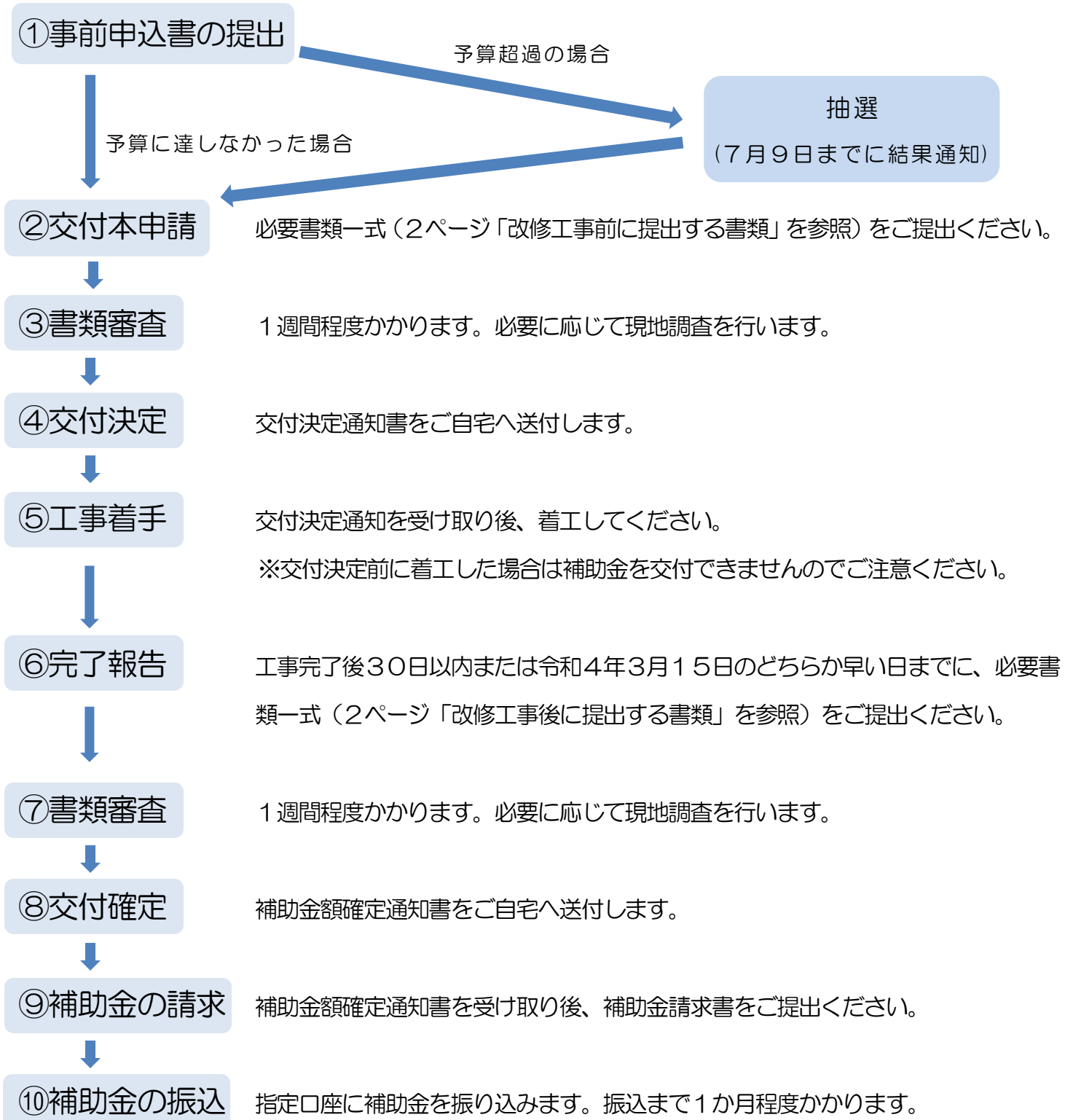
★補助金額確定後に提出する書類

吉川市住宅改修費補助金請求書（指定様式）

※各指定様式は商工課窓口・吉川市ホームページで入手できます。

※補助金の交付決定後に工事内容・見積もり金額の変更があった場合や、工事を中止する場合は、吉川市住宅改修費補助金申請内容等変更承認申請書（指定様式）を提出してください。（商工課にご相談ください。）

手続きの流れについて



お問い合わせ先

制度に関するお問い合わせ：吉川市役所 商工課 商工観光係 ※施工業者のあっせんは行っておりません。

吉川市きよみ野1-1 ☎048-982-9697 (直通)

住宅改修工事に関するご相談：吉川市商工会

住宅改修工事に関する相談窓口を開設しております。お気軽にご相談ください。

吉川市平沼1-21-16 ☎048-981-1211

対象工事の例

工事内容	補助	備考
既存住宅の増改築工事	○	住宅の新築・建て替え工事は対象外
屋根・外壁※の改修工事	○	※断熱改修工事も対象
塀、門扉等の改修工事	○	車庫、物置等は対象外
雨樋の修繕・架け替え工事	○	
壁紙・クロス・襖紙・障子紙の張替工事	○	
床の張替え、畳替え、建具の取り換え	○	
キッチン・浴室・洗面所・トイレ等の改修工事	○	
バルコニー・ベランダの設置・修繕	○	
窓ガラス※・カーテン・網戸等の交換	△	工事を伴う場合は対象 ※二重サッシ改修工事も対象
給湯器の脱着	△	工事を伴う場合は対象、給湯器単体の交換等は対象外
電気・水道・ガス配管工事	△	建物本体と一体化した箇所の工事は対象
耐震改修工事	△	市で行っている他の補助制度を使用する場合は対象外
手すりの取り付け、段差の解消工事	△	市で行っている他の補助制度を使用する場合は対象外
樹木の剪定、植栽工事	×	
家具・家電・照明器具の購入・設置	×	
防蟻工事、薬剤散布・塗布、消臭・抗菌処理等	×	
ハウスクリーニング、排水管清掃等	×	
電話・インターネットの回線引き込み工事	×	
合併浄化槽の設置工事	×	
太陽光発電設備の設置	×	

市で行っている他の住宅改修関連補助制度

制度名	担当課	電話番号（直通）
介護（予防）住宅改修費支給	長寿支援課	048-982-5119
居宅生活動作補助用具（学齢児以上）	障がい福祉課	048-982-5238
住宅用太陽光発電設備設置事業補助金	環境課	048-982-9698
浄化槽設置整備事業補助金		
浄化槽雨水貯留施設転用補助金	河川下水道課	048-982-9982
木造住宅耐震改修補助金	都市計画課	048-982-9885

※各制度の詳細については、各担当課に直接お問い合わせください。